

加美町 1

事業名	加美町脱炭素ライフ推進事業補助金
事業主体	加美町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	地球温暖化の防止や脱炭素意識の高揚・推進を図るため、住宅用太陽光発電システム、定置用蓄電池、木質バイオマスストーブ・ボイラー（薪ストーブ、ペレットストーブ等）の設置に対して補助金を交付します。
補助対象要件	個人 （１）町内在住又は住所を有する見込みの方。 （２）住居又は住居として使用予定のある町内の建物に、補助対象設備を新たに設置する方。 または、自身の居住を目的として、対象設備が設置された町内の建売住宅を購入する方。 （３）町税に滞納がないこと。 （４）過去に町から同様の補助金の交付を受けていない方。 事業者 ※木質バイオマスストーブ及びボイラーのみ （１）町内に事業所を有する事業者。 （２）町税に滞納がないこと。 （３）過去に町から同様の補助金の交付を受けていない者。
補助金額等	住宅用太陽光発電システム 最大出力（kW）× 20,000円（端数切捨て） 定置用蓄電池 最大容量（kWh）× 20,000円（端数切捨て） 木質バイオマスストーブ 購入費用（設置費等）× 1/3（端数切捨て） 木質バイオマスボイラー 同上※ストーブと同様 ※設備毎 上限10万円
補助申請期間	各年度の５月１日から翌年の１月３１日までの間 ※R8は5月1日から翌年1月29日までの間 ※予算の総額に達した時点で受付終了
その他	要綱で定めるところにより町長に申請。 詳細は町ホームページをご確認ください。
ホームページ	https://www.town.kami.miyagi.jp/soshikikarasagasu/chominka/saiseikanoenergy/5668.html
お問合せ先	加美町役場 町民課 ☎ 0 2 2 9 - 6 3 - 3 1 1 2

加美町 2

事業名	加美町ファミリー住ま居る（スマイル）住宅取得補助金
事業主体	加美町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	この事業は、加美町の人口減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う新婚世帯、子育て世帯及び新規転入者に対し、住宅取得等に要した経費の一部を補助します。																																			
補助対象要件	①新婚世帯 夫婦のいずれか一方が40歳未満である婚姻後5年を経過していない世帯 ②子育て世帯 子ども（出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子）を扶養している世帯 ③新規転入者 加美町外に3年以上居住し、転入後5年未満の方 ④Uターン世帯（増改築） 加美町出身者又はその配偶者が、加美町の住民基本台帳に過去5年以上記録されており、再転入前加美町外に3年以上居住した方で、令和3年4月1日以降に加美町にUターンし、親と同居する世帯。 ※上記以外にも要件があります。詳細はホームページをご確認ください。																																			
補助金額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>新築住宅</th><th>中古住宅</th><th>増改築（Uターン世帯のみ）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基本額</td><td>30万円</td><td>15万円</td><td>対象経費の1/3以内 （補助上限50万円）</td></tr> <tr> <td rowspan="4">加算額</td><td>土地取得</td><td>10万円</td><td>5万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>新婚・子育て世帯</td><td>30万円</td><td>15万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>新規転入者</td><td>20万円</td><td>10万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>町内業者施工</td><td>10万円</td><td>—</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計（最大）</td><td>100万円</td><td>45万円</td><td>60万円</td></tr> </tbody> </table>						新築住宅	中古住宅	増改築（Uターン世帯のみ）	基本額		30万円	15万円	対象経費の1/3以内 （補助上限50万円）	加算額	土地取得	10万円	5万円	—	新婚・子育て世帯	30万円	15万円	—	新規転入者	20万円	10万円	—	町内業者施工	10万円	—	10万円	合計（最大）		100万円	45万円	60万円
		新築住宅	中古住宅	増改築（Uターン世帯のみ）																																
基本額		30万円	15万円	対象経費の1/3以内 （補助上限50万円）																																
加算額	土地取得	10万円	5万円	—																																
	新婚・子育て世帯	30万円	15万円	—																																
	新規転入者	20万円	10万円	—																																
	町内業者施工	10万円	—	10万円																																
合計（最大）		100万円	45万円	60万円																																
補助申請期間	各年度の6月から受付開始 (予算の総額に達した時点で受付終了)																																			
その他	詳細は町ホームページをご確認ください。																																			
ホームページ	https://www.town.kami.miyagi.jp/soshikikarasagasu/hito_shigotosuishinka/takuchi_jukyo_bus/1/861.html																																			
お問合せ先	加美町ひと・しごと推進課 移住定住推進係 ☎0229-63-5611																																			

事業名	加美町空き家家財等片付け支援事業補助金
事業主体	加美町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	町内に存する空き家を利活用することにより、定住の促進及び地域活性化を図るため、加美町空き家等情報登録制度（空き家バンク）に登録された空き家の所有者等が行う空き家家財等の片付けに要する経費に対し、一部補助を行う。
補助対象要件	【補助対象者】 空き家の所有者等であって、当該空き家の家財等の片付けをしようとする者 【補助対象空き家】 ・補助金の交付申請時において、居住その他の使用がされていないこと ・当該空き家に3親等内の親族を居住させる予定がないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていない空き家であること 【補助対象経費】 町内に事業所等を有する法人又は個人事業主に委託に要する経費とし、次に掲げるものとする。 ・一般廃棄物処理業の許可を受けた者による空き家内の家財等の運搬・処分に要する経費 ・空き家内の清掃に要する経費 ・敷地内の庭木のせん定・処分に要する経費
補助金額等	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数切り捨て)とし、20万円を限度とする
補助申請期間	随時受付
その他	要事前相談（着手前申請）
ホームページ	
お問合せ先	加美町ひと・しごと推進課 移住定住推進係 ☎ 0 2 2 9 - 6 3 - 5 6 1 1

事業名	加美町空き家改修支援事業補助金						
事業主体	加美町						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け ☐ その他

概要	町内に存する空き家を利活用することにより、定住の促進及び地域活性化を図るため、加美町空き家等情報登録制度（空き家バンク）に登録された空き家の所有者等又は売買契約若しくは賃貸借契約を締結した入居者が行う空き家の改修工事に要する経費に対し、一部補助を行う。
補助対象要件	【補助対象者】 空き家の所有者等又は空き家への定住を目的とした入居者であって、当該空き家の改修工事をしようとする者 【補助対象空き家】 ・入居者が空き家の所有者等の3親等内の親族でないこと ・過去にこの補助金の交付を受けていない空き家であること 【補助対象経費】 空き家の設備改善、機能回復、機能向上のための経費とし、10万円以上の改修工事を対象とする。次に該当するものは、補助対象経費から除く。 ・別棟の車庫、物置等の改修工事に要する経費 ・門、塀等の外構の改修工事に要する経費 ・他の補助金の交付を受けて行われた改修工事に係る経費 ・その他町長が適当でないと認めるもの
補助金額等	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数切り捨て)とし、50万円を限度とする
補助申請期間	随時受付
その他	要事前相談（着手前申請）
ホームページ	
お問合せ先	加美町ひと・しごと推進課 移住定住推進係 ☎ 0 2 2 9 - 6 3 - 5 6 1 1